

## 都型放課後等デイサービス事業 保護者評価実施方法

令和7年5月20日

### 1 目的

この実施方法は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第12条に基づく保護者が事業所の評価を実施するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施内容

都型放課後等デイサービス事業所の質の向上を目的として、児童の保護者が利用する事業所の評価を行う。

### 3 実施方法

- (1) 都が入力画面を作成する。
- (2) 都がURL及びQRコードを添付した案内を作成し、各事業所から保護者へ配付する。
- (3) 保護者が、スマートフォンなどの機器により、入力を行う。
- (4) 都が事業所ごとに集計し、各事業所へ通知する。
- (5) 各事業所が結果を公表する。
- (6) 都が集計結果を公表する。

### 4 実施回数

年度内に1回行う。

### 5 評価項目

- (1) 評価項目は、保護者が判断しやすいようできるだけ簡潔な内容とする。
- (2) 項目数は10項目程度とする。
- (3) 回答は「はい」「どちらかといえばはい」「いいえ」「どちらかといえばいいえ」などの4つ程度の選択肢とする。
- (4) 具体的評価項目は、実施状況等を勘案し、年度ごとに決定する。

### 6 個人情報の保護

都の規定に基づき、個人情報を適切に管理する。